

第4回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和5年10月25日（月）8時57分～9時32分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑨^A無濱 俊幸 ⑩中野 和徳
⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○尾上 進 ○石原 岩雄
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

⑧馬見新 貢

5 議事日程

議案第45号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 非農地証明願いについて
議案第49号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人
管理係長 鍋藤 雄太
主査 岩崎 展幸
主査 高口 良輔
主任 川畑 幸博
○農政課 主事 京田 雄哉

議長 (田嶋 輝男)
時間前ですが、始めてよろしいでしょうか。

委員 ～はいの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
それでは、只今、事務局より報告がありましたように、現在 10 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立していますので、始めさせていただきます。

日程第 1、議事録署名委員の指名であります。議長において、9 番尻無濱俊幸委員、10 番中野和徳委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、第 4 回 定例農業委員会総会は、本日 1 日限りと決定いたします。
なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 3、諸報告であります。私は 10 月 5 日鹿児島市で、常設審議委員会があり、出席いたしております。
また、昨日農村環境改善センターにて運営協議会があり、出席いたしました。
9 月 29 日市役所にて、阿久根市農業再生協議会が開催されましたが、私は所用により出席できませんでしたので、石原勇一郎会長代理に出席していただいております。
以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 4、議案第 45 号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課（京田 雄哉）

それでは議案第 45 号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和 5 年第 10 号について説明いたします。

（資料にて説明）

以上です。

議長（田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10 番委員（中野 和徳）

最後のページの合計面積と、1 ページ目の合計面積が合わないところですが、この差はどのような理由ですか。

農政課（京田 雄哉）

1 ページ目総括表の合計面積と、最後のページの合計面積の差異についてですが、農地中間管理事業で既に契約しておりまして、再契約をむかえた分の面積は、最後のページの合計面積には計上していないところです。1 ページ目総括表の合計面積については、再設定を含み全て計上した面積になります。

10 番委員（中野 和徳）

わかりました。

議長（田嶋 輝男）

他にありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

なしということですが、よろしいですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)

それでは、議案第46号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が1件です。

整理番号1について譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、親族間の農地に係る登記申請に際して、譲渡人の姉である譲受人が、申請地を買い受け、経営規模拡大を図るものです。登記地目は田ですが現況は畑となっており、取得後は、申請地に野菜を耕作される計画であり、労働力等につきましても許可要件を満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

6番委員 (牛堀 佐喜子)

議案第46号にかかる調査は、10月10日に、7番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。申請人の農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしということですが、よろしいですか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第47号について、ご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件です。

整理番号1の案件は、事務所と駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市にある〇〇です。譲受人の会社は、事務所の部分を自宅の一部で使用していることから、申請地を取得し、移転するために今回申請するものです。申請地は、整地され、事務所と駐車場を建設されます。申請地の雨水は、側溝に流水されます。

整理番号2の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏と〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、申請地に一般住宅を建築するため、今回申請するものです。申請地は整地され、一般住宅が建築されます。申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号3の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南〇〇キロメートルの所です。譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地は整地され、一般住宅が建築されます。申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

7番委員 (園田 勇一)

議案第47号に係る調査結果について、報告します。調査は、10月10日に、6番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

7 番委員（園田 勇一）

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。申請地は、東側は宅地、北側は道路、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、石垣などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 2 の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成 22 年 5 月 25 日第 23 回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側は道路、北側及び西側は畑、南側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 3 の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成 22 年 5 月 25 日第 23 回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側及び南側は畑、北側は雑種地、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

報告は以上です。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

5 番委員（白濱 和利）

整理番号 1 の案件ですが、国道からの出入りになると思うんですけども、申請地の南側にも土地がありますが、通路として活用する意向はないでしょうか。国道よりも、市道から出入りした方が、利用者にとっては利便性がよい気がするんですが。

～協議会～

～協議会終了～

事務局（岩崎 展幸）

申請者に確認したところ、現在自宅を事務所として使用しております。今回申請地を譲り受けて、事務所と駐車場を設置する計画であります。出入口については現在国道側に設置するようになっております。

5 番委員（白濱 和利）

わかりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ありませんか。整理番号2、3の案件について質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしということですので、お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することにご異議なしと認めます。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8、議案第49号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

但し、9番尻無濱俊幸委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第49号 令和5年 農用地利用集積計画書第10号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和5年10月31日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

教えてください。所有権移転の1番と2番の売買価格について、1番が10アールあたり約40万円、一方2番が10アールあたり約100万円である。金額の算定にあたっては何か基準があったのでしょうか。

事務局 (川畑 幸博)

1番と2番の担当委員が石原岩雄推進委員となっておりますけれども、詳しい内容については、石原推進委員の方に説明をお願いしたいと思います。

推進委員（石原 岩雄）

2番については、以前から譲受人が借用して畑になっております。1番については隣地が山林で、それも譲受人が今回購入されました。譲渡人の上の分も、現場は山林に近い状態でありましたので、一式まとめて買われて、果樹園にするということで、金額の差がついております。

議長（田嶋 輝男）

通常の畑の単価と比べると、かなり高いようにみえますが。

推進委員（石原 岩雄）

譲受人、譲渡人両者とも納得のうえでの売買価格です。当地区の果樹園の単価により、この売買価格となっています。1アール10万となっています。

議長（田嶋 輝男）

わかりました。ほかに、質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

なければ、議事参与分以外の方で、お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

次に議事参与分を審議いたしますので、9番尻無濱俊幸委員は退席を願います。

（9番尻無濱俊幸委員退席）

議長（田嶋 輝男）

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。計画書は3ページの4番になります。4番の借人は、尻無区の認定農業者である尻無濱俊幸さん、貸人は浦区の矢櫃 学さんで、畑3筆4,415㎡を年間10aあたり6千円の賃借料で、5年間の賃借権設定となっております。

以上、議事参与に係る利用権設定1件を説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
尻無濱俊幸委員の着席を認めます。

(9 番尻無濱俊幸委員着席)

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 32 分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
